



平成30年6月5日 配布:石川県政記者クラブ

扱い:配布後解禁

出水期を前に堤防や水防資材の合同点検を実施します

手取川及び梯川では、6 月 15 日から出水期を迎えています。出水期に水防関係者間で重要水防箇所や水防資材についての情報を共有し、洪水時における水防活動の連携強化を図るため、「重要水防箇所」及び「水防倉庫」の合同パトロールを下記のとおり実施します。

記

1. 点 検 日 : 平成 30 年 6 月 6 日 (水) AM: 手取川, PM: 梯川

2. 点検スケジュール(抜粋)

■手取川(8機関29名参加予定) ■梯 川(6機関23名参加予定)

9:00 小姫公園 (手取川出張所隣) 集合 13:15 小松出張所 集合

10:10 天狗橋右岸上流(巡視№.3) 14:45 鴨浦橋下流(巡視№.5)

·鶴来水位流量観測所 他

· 埴田水位流量観測所 他

12:00 手取川出張所(小姫公園)解散 16:45 小松出張所 解散

※ 詳細な場所及び時間(予定)は、別紙のルート図をご参照下さい。

3. 点 検 対 象 : 国土交通省が管理している区間内にある「重要水防箇所」

及び「水防倉庫」のうち、特に重要な箇所。

4. 参加機関: 「手取川·梯川·石川海岸水防連絡会」の各関係機関(計9)

機関)石川県,小松市,白山市,能美市,野々市市,川北町,

北陸電力㈱, 金沢地方気象台, 金沢河川国道事務所

参 考) 出水期について

· 手取川: 6 月 15 日 ~ 10 月 15 日

·梯 川:6月15日~ 9月30日



金沢河川国道事務所 ホームページ



お問い合わせ先

国土交通省 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所 調査第一課長 浮田 博文 076-264-9910(調査第一課 直通)

参考資料

〇 水防とは

洪水等がおきたとき、人命や財産を守るため、その地域に住んでいる人々がさまざまな技術で被害を最小限にくい止めようと活動することを水防活動といいます。水防活動は、みずからの地域をみずからの手で守るという基本的な考えをもとに昔から実施されています。

〇 水防法とは

昭和24年制定。カスリーン台風等により、大水害をもたらしたことから、水防の重要性が認識されたため施行されました。水防法は、水防に関する基本法であり、洪水又は高潮に対して、水災を警戒し、水害を防ぐ及び被害を軽減して公共の安全を保持することを目的としています。

○ 手取川と梯川の重要水防箇所

手取川・梯川直轄管理区間を管理する国土交通省において定め、市町及び石川県の水防計画に 反映し、地域防災に用いられています。出水時には、地元の水防管理団体(手取川水防事務組 合、小松市)がこれらの「重要水防筒所」の巡視・点検を行うなど水防活動に当たります。





